

自治会活動 ガイドブック

--- Q&Aと活動事例 ---

〈 2025.1.10版 〉

区・町内会役員の皆様が、日々の活動のなかで対応されることの多いテーマをQ&A形式でまとめ、関連する活動事例を掲載しました。これらの回答や事例がすべてではありませんが、多少でも皆様の参考になればと考えています。

なお、自治会活動を進めるうえで市の関係部署に行く必要があるが、どこに相談すればよいか分からない場合は、まず「くらし人権課」へお問い合わせください。担当部署をご案内します。

《 目 次 》

1. 町内会への加入促進について 1
2. 町内会の退会防止について 3
3. 町内会の運営について 4
4. 運営の工夫と役員の負担軽減 5
5. 自主防災・防犯活動の取り組み 6



多治見市役所くらし人権課 電話22 - 1134 (直通)

Q1 町内会未加入者へは、どのように働きかければいいですか？

町内会のことをよく知らないから加入しないということが考えられます。加入の方法や活動内容などが分からないのかもしれませんが。未加入世帯へ訪問したり加入呼びかけのチラシを配布するなど、町内会との接点を作ることが有効ではないでしょうか。また、町内会の活動や会計内容を明らかにすることも、町内会との関わり方の大切さを認識してもらうために必要です。

Q2 未加入者に町内会加入のメリットを、どのように説明すればいいですか？

町内会は、地域住民が協力して運営することが望ましいことです。そのためには、町内会の様々な活動が日々の生活に欠かせないものであることを知ってもらう必要があります。

生活に密接に関わる活動例

- 住民の安全・安心につながる防犯灯の設置・管理や防犯パトロール活動。
- 自主防災組織を編成し、災害に備えて防災訓練等を実施。
- 地域の環境美化につながるごみステーションの管理や地域清掃活動。
- 住みよいまちづくりにつながる住民同士の絆づくりや話し合い。

町内会に入るメリット

- 活動に参加し交流することで顔見知りが増え、信頼関係を築くことができる。
- 地域の困りごとを、一人で悩むのではなく町内会に相談できる。
- 災害を始め、いざという時の助け合いができる。
- 「広報たじみ」などの行政情報のほか、回覧板でチラシなどが配布されるので、各種の生活情報や身近なイベント情報を入手できる。
- 役員を引き受けることで、地域のことや地域の人のことがよくわかる。
- 町内会活動は最も身近なボランティア活動であり、地域貢献の喜びを感じられる。
- 道路・側溝・道路照明の改善や、公園・市有地の樹木の剪定・伐採・草刈りなど、環境整備の課題を町内会の総意として要望できる。

Q3 町内会加入を呼びかけるチラシなどがありますか？

くらし人権課で作成した加入呼びかけ用のチラシがありますのでご活用ください。

問い合わせ／くらし人権課 (☎22-1134)

《 事例紹介：町内会の理解を促し加入促進 》

1：地域の活動・運営に自治会費が使われていることをPR

防犯灯維持管理や高齢者サロンの運営等に自治会費が使われていることを説明し、自治会があるからこそ活動が継続できていることを理解していただくように努めている。〔第6区、第25区〕

2：地域イベントで転入者を積極紹介

転入者を自治会行事に招き、地域に紹介している。顔なじみになることで互いに溶け込みやすくなり、転入者の自治会加入促進につながっている。〔第14区・第39区〕



Q4 未加入者に町内会加入を呼びかけるには、どのような方法で行うといいですか？

① 未加入世帯の調査

- ・住宅地図などを参考に未加入世帯を確認します。
- ・アパート・マンション等は、オーナーや管理会社に働きかけて協力を得ます。

② 役員の共通認識、町内会の役割の再確認

- ・加入促進活動を行う目的を役員の中で確認しておきます。
- ・町内会が地域に果たしている役割を再確認しておきます。

③ 呼びかけの際の説明資料を用意

- ・加入を呼びかける文書を作成します。
- ・町内会の総会資料を用意します。
(会則、事業報告書、収支決算書、事業計画書、収支予算書等)

④ 加入の呼びかけを行う時期

- ・新規転入者は居住開始後すぐに訪問するのが効果的です。
- ・既居住者にはイベント等の開催に合わせて訪問し、まずはイベントへの参加から町内会を知ってもらうことが大切です。

⑤ 訪問する人数

- ・役員1人での訪問は避け、できるだけ2人での訪問がよいでしょう。

⑥ 携行品

- ・挨拶状、勧誘チラシ、加入申込書、総会資料、イベント案内等を持参しましょう。

⑦ その他

- ・初めて訪問する際は資料を手渡しして、簡単な説明とするのがよいでしょう。
- ・1週間程度空けて、再度訪問しましょう。
- ・加入を強制するような呼びかけはせず、丁寧な対応を心がけましょう。
- ・対面での訪問に抵抗がある方もありますので、インターフォン越しやポスト投函等、状況に応じて呼びかけ方法を変えて対応いただくようお願いします。

《 事例紹介：町内会への理解を促し加入促進 》

3：転入者を訪問し、自治会活動を説明

町内会役員が転入者を訪問し、入会案内チラシのポスティングや自治会活動の説明をおこなって加入を促進している。アパート等の入居者に対しては、町内会長へ連絡を入れるように建物オーナーから伝えてもらっている。また、地域の事業所には協力会員（自治会役員等の免除会員）として加入してもらい、地域行事等への協力をお願いしている。
〔第13区・第21区〕

4：すべての参加者が楽しめるよう工夫を凝らした夏まつり

町内班代表者による児童委員会で夏祭りを企画・運営し、すべての年代が楽しめるように工夫している。子どもたちによる太鼓演奏の披露や、盆踊りで元気に踊った子どもに商品を渡すなど、子どもの参加者を増やすことで、両親や兄弟、祖父母等の参加増にも効果が得られた。より多くの方に参加していただくため、全世帯へ飲み物・食べ物チケットを配付し、空くじなしの抽選会を行っている。今後も、すべての年代が楽しむことができ、交流が深まって元気になれるような夏まつりを開催していきたい。
〔第24区〕



Q5 町内会を退会したいという人にはどう働きかければよいですか？

高齢であることや経済的な事情などから町内会を退会したいという世帯もあります。しかし、こうした状況の人にはこそ地域の援助が必要ではないでしょうか。地域でのつながりは、生活のセーフティネットとして機能します。

未加入者や脱会したいという人には、単に町内会のメリットを説くのではなく、「お互いさま」という共助の意識を持つことで地域の安心・安全が向上していく点も強調するとよいでしょう。

退会したい人への対応

- ① 退会したいと申し出た方の事情をていねいに聞き取る。
- ② 面談の結果を受け、町内会で対応を検討。
 - ・町内会の活動参加を免除
 - ・役員を依頼しない
 - ・町内会費の減免規定を作る、など

《 事例紹介：退会を防止するための工夫 》

1：役員免除や施設管理費の協力を依頼して退会防止

町内会役員が輪番で回ってくることを理由として退会希望がある場合、高齢でやむを得ない方については班の会員の同意を得たうえで役員を免除している。近所付き合いを避けたいという理由で退会希望がある場合は、退会を認めたくて共用施設（防犯灯、ごみステーション、リサイクルステーション等）利用の受益者負担として施設管理費の協力をお願いしている。それによって退会を思い留まるケースもあると考える。〔第22区〕

2：町内アンケートの実施と改善策の検討

町内会加入全世帯を対象に、自治会行事や役員を選任、班の適正規模、町内会費等、町内会の課題についてのアンケート調査を実施。そのうえで検討委員会を設置し、アンケート結果をもとに改善策を検討した。検討状況や検討の方向性等は随時町内回覧で広報に努め、回覧には自治組織の必要性についての説明も掲載した。これら取り組みの結果、班の再編、役員数削減、町内会費の減額、町内行事の簡素化を実現。今後も必要に応じて課題を検討し、区・町内会への加入促進、退会防止につなげていきたい。〔第23区〕

3：区の行事を写真付きの回覧や広報で紹介

区行事の様子を写真付きの回覧や広報で全戸に配布して紹介している。民生児童委員との懇話会では「町内会加入のご案内」を用いて町内会の必要性を説明し、高齢者の加入・退会防止に協力を依頼している。〔第30区〕



Q6 町内会長の役割は何ですか？

町内会長の役割は団体を代表し統括することです。しかし現実には、町内会長一人で団体を運営していくことはできませんので、役員同士が協力し地域住民と一緒に住みよいまちづくりを進めていきましょう。

Q7 町内会長を引き受ける人がないのですがどうすればいいですか？

町内会長の選任方法や任期は各団体で異なりますが、引き受ける人がいないのは町内会長の責任や負担が大きいため、引き受けるのは難しいと感じているのかもしれませんが。町内会長の仕事内容を見直し、副会長等の役員の人数を増やす、前会長や前役員が必要に応じてサポートできる体制を整えるなど、町内会長の負担を少なくしているところもあります。

Q8 若い世代の活動参加を促すために、良い方法はありますか？

価値観や生活スタイルの多様化により、地域活動への関心が低くなっていることもありますが、「町内会の活動内容を知らない」ことが原因となっていることも考えられます。町内会の活動内容や重要性など、情報発信に取り組まれてみてはいかがでしょうか。

また、運営面では子育てや仕事をもつ世代のことも意識し、会議を開催する曜日や時間帯、方法（オンライン会議等）などを見直すことも効果的かもしれません。

Q9 町内会費に各種募金等を含めた額を集金しても良いですか？

募金等については、その金額も含め個人の任意によるものですので、強制的な徴収にならないよう注意する必要があります。

集金の負担を減らすため、例えば、募金を希望する方は町内会費と募金、希望しない方は町内会費のみという集め方にしたり、募金は持参してもらうように変更することなども考えてみてはいかがでしょうか。

Q10 税金を払っているのだから、市が地域のことをしてくれるのではないですか？

住民ニーズの多様化や、地域社会の環境変化により、市だけで地域の問題に対応することは難しくなってきました。そこで、町内会と行政が役割を分担しながら、地域の実態に沿った課題の解決に向けて、住民主体で取り組むことが求められています。大規模災害時に地域住民の助け合いが大きな力となることは、阪神淡路や東日本大震災でも証明されました。

住民による共助は、行政の手の届かない部分を補う意味でも非常に重要です。地域住民が自ら考え行動することで、きめ細かなまちづくりができると思います。

《 事例紹介：くらしの多様性に配慮 》

1：外国人が多数居住するアパート施設に多言語表記で案内

外国人居住者が多数入居するアパートでゴミ出しルールの理解が十分に得られず、入居者間でトラブルになっていた。そこで、ゴミ収集の曜日やゴミ分別等のルールを理解してもらうため、ゴミステーションに居住者に合わせて複数の言語による案内文を掲示した。建物管理会社にも注意喚起してもらい、対策に努めている。 [第43区]



Q11 町内会役員だけでは運営が困難なのですが、良い方法はありますか？

役員以外にも地域の活動に関心のある方はいらっしゃいます。気軽に参加できる仕組みを考えてみてはいかがでしょうか。共働きなど、家庭や仕事が忙しい方も増えていますので、参加することが負担にならないよう、例えば、「都合がつくときに、興味のある地域のイベントづくりに参加しませんか？」というように呼びかけるのもひとつだと思います。

《 事例紹介：自治会の共同運営で効率化 》

1：隣の町内と合同で町内会運営

町内会の会員減少や高齢化により役員選出が困難になってきたため、隣り合う2町内で合同町内会を組織し、役員を分担している。兼務できる役職は1名で担い、各町内会が1年交代で受け持つこととした。これにより2町内会4名の役員を1名でまかなうことができ、役員選出の負担も軽減できた。合同町内会の組織後も各町内会の独自行事は従来通り別々に行い、協力できることは一緒に行うことでスムーズに移行できている。〔第1区、第26区〕

2：複数の町内会でごみステーションを共同管理

隣接する町内会でごみステーション、リサイクルステーションを共同管理している。共同化により当番の回数が少なくなり、負担軽減されている。各町内会の担当時期も寒暑の厳しい時期に集中しないよう配慮している。〔第3区、第4区〕

3：隣接する区で神社祭礼の当元を担当

6つの区が持ち回りで受け持つ本土神社の祭礼の当元を、14区・15区の共同で行っている。どちらの区も200世帯未満で、単独の区では神輿の担ぎ手をはじめ必要な人数を揃えるのが困難であるため、神社と相談して当元は共同で受け持つことにした。〔第14、第15区〕

《 事例紹介：自治会をサポートする仕組み作り 》

1：自治会行事サポートボランティア制度の創設

独居や高齢の世帯が増加してきたことや現役世代の役員が担う負担を軽減するため、「自治会行事サポートボランティア制度」を創設した。自治会行事に協力できる人材をボランティアとして登録し、都合のつくときに参加してもらっている。ボランティア委員には役員経験者も多く、行事運営を効率よく進めることができ、役員の負担軽減だけでなく地域の活性化にもつながっている。〔第34区〕

2：さまざまな分野で活躍する地域力組織※と連携

地元小学校区で活動する地域力組織「ねもと地域力」は、防災、防犯、環境美化、認知症予防等、多方面の活動に取り組んでいる。区と共同で開催する年間行事では、互いに助け合いながら運営することで地域との交流を図り、暮らしやすいまちづくりを推進している。

たとえば地域力防災グループの指導のもと、町内会単位で「水を使わないトイレ体験会」を開催したり、地域生活道路の清掃活動に取り組んだりしている。〔第22区〕

3：地域力組織※と協力して自治会運営

自治会、地域福祉協議会、PTA、役員OBで構成する「活性化委員会」を平成24年に組織し、地域課題を共有して自治会活動を支援してきた。令和4年には、地域力組織「ホワイトタウン地域力向上協議会」として改編し、フリーマーケットの開催や青色防犯パトロール等、独自の活動を行いながら自治会の支援活動を続けている。

また、地域福祉協議会「ふれあいセンターわきのしま」も自治会の補助機関としての役割を担っており、高齢者サロンの運営や移送支援サービス、樹木剪定等、自治会ができない地域支援活動に取り組んでいる。〔第34区〕

※地域力組織とは

地域を支える各種団体と連携協力して地域課題を解決し、暮らしをよりよくするために独自で種々の活動に取り組む組織。

《 事例紹介：自治会による防災・防犯・見守り活動 》

1：4つの方針のもと、毎年テーマを考え防災訓練を実施

「自分たちの地域は自分たちで守る」という考えに基づき、4つの方針のもとに毎年テーマを考え、防災訓練を実施している。

方針1 防災訓練は、繰り返し行うことが大切である。

方針2 毎年いろいろな防災訓練から学ぶ。

方針3 誰が防災弱者で、誰を助けられるか考える。

方針4 訓練の後は、区民みんなで懇親を図る。

これまでに、消防署の協力によるバケツリレー、倒壊家屋からの救出訓練、人間搬送訓練(人の重さを感じる)、町の消火栓探し等の訓練を実施。その他、炊き出し訓練は毎年行うなど、内容を工夫し、防災委員長のもと全役員が協力して行っている。訓練に対する住民の関心も高く、毎回多くの方が参加している。

〔第4区〕

2：多世代が参加する行事と防災体験会を同時開催

子どもの数の減少で運動会などは開催が難しくなっており、かわりに子どもも年配者も多数参加する「歩け歩け大会」を実施している。その際に防災体験会を同時開催し、災害時の避難や炊き出し、仮設トイレ設置方法等、いざというときの備えを大人と子どもが協力して学ぶ機会とし、効果的な行事になっている。

〔第19区〕

3：要支援者個別避難計画を独自にマニュアル化して早期実施

避難行動要支援者の個別避難計画作成について市から依頼を受けるにあたり、市役所企画防災課と協議して独自の資料にまとめ、早期対応することができた。当初は膨大な作業が懸念されたが、対象者に案内資料を郵送し「入口の同意（支援の必要性の有無）」を確認することで対象者を大幅に絞り込むことができた。その後の計画作成では、民生児童委員の協力を得てスムーズに作業が完了した。

計画の作成手順と案内文書等の資料は区長会議で報告・説明するとともに市役所企画防災課にデータを提供して共有化し、自治会役員の負担軽減と業務効率向上にも寄与することができた。

〔第9区〕

4：「ひとみ会」活動で防犯・見守り等を実施

福祉委員と民生児童委員により「ひとみ会」という組織を運営。会の名称は「高齢者や子どもを見守る」という意味が込められており、見守り活動や防犯対策、交流行事等を行っている。

高齢者を対象とする「歩け歩け井戸端会議」では世間話の中で生活状況を把握し、仲良くなることで何でも話せる環境づくりに取り組んできた。

現在は少子高齢化や単身世帯の増加、世帯人数の減少、共働き世帯の増加等により活動の継続が懸念されるが、持続できるよう検討・準備を進めていく。

〔第13区〕



≪ 区・町内会の活動事例を募集しています ≫

「こんな工夫をした」「こんなことをやっている」など、区や町内会の取り組み好事例がありましたら、くらし人権課までお知らせください。区長会議やガイドブックでご紹介して、他の区・町内会とも共有させていただきます。

多治見市役所くらし人権課 くらしグループ

住所：多治見市日ノ出町2丁目15番地

電話：0572-22-1134（直通）

FAX：0572-25-7233

E-mail：kurashi-jinken@city.tajimi.lg.jp